

改正案	現行
<p>（指定養成施設の内容変更等）</p> <p>第二十一条 指定を受けた製菓衛生師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、指定養成施設における生徒の定員若しくは学級数を変更しようとするとき、若しくは生徒の定員を変更するため施設の構造設備を変更しようとするとき、又は指定養成施設を廃止しようとするときは、<u>当該指定養成施設の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならぬ。</u></p> <p>2 指定養成施設の設立者は、指定養成施設の名称又は所在地、指定養成施設の長の氏名、<u>施設の構造設備</u>、養成課程として設ける通信課程における通信教材の内容又は指導の方法その他厚生労働省令で定める事項を変更（施設の構造設備の変更については、生徒の定員を変更するためのものを除く。）したときは、<u>当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（指定養成施設の内容変更等）</p> <p>第二十一条 指定を受けた製菓衛生師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、指定養成施設における生徒の定員若しくは学級数を変更しようとするとき、若しくは生徒の定員を変更するため施設の構造設備を変更しようとするとき、又は指定養成施設を廃止しようとするときは、<u>厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。</u></p> <p>2 指定養成施設の設立者は、指定養成施設の名称又は所在地、指定養成施設の長の氏名、養成課程として設ける通信課程における通信教材の内容又は指導の方法その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、<u>厚生労働大臣に届け出なければならぬ。</u></p> <p>3 指定養成施設の設立者は、施設の構造設備の変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）その他厚生労働省令で定める事項の変更をしたときは、<u>当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。</u></p>

<p>(報告の徴収及び指示)</p> <p>第二十二條 都道府県知事は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第二十条に規定する基準に照らして、指定養成施設の指導の方法、施設の構造設備その他の内容が適当でないとき認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第二十三條 都道府県知事は、指定養成施設が第二十条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(指定取消しの申請)</p> <p>第二十四條 指定養成施設について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設立者は、申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>(報告の徴収及び指示)</p> <p>第二十二條 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、第二十条に規定する基準に照らして、指定養成施設の指導の方法、施設の構造設備その他の内容が適当でないとき認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第二十三條 厚生労働大臣は、指定養成施設が第二十条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(指定取消しの申請)</p> <p>第二十四條 指定養成施設について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設立者は、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>
---	--